

林業土木現場技術業務委託積算基準

令和 7 年 5 月 1 日以降適用

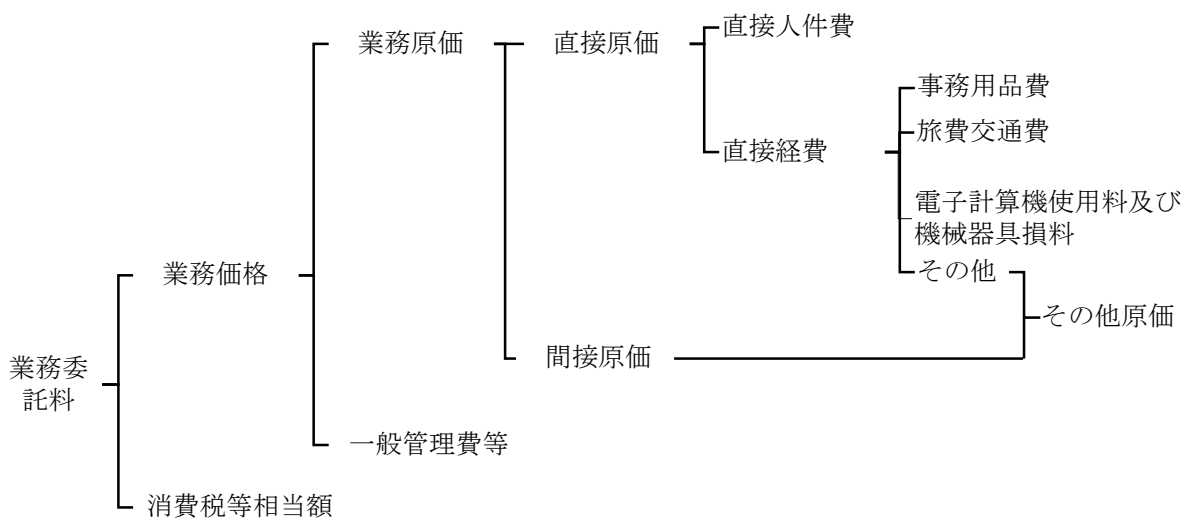
1 適用範囲

- (1) この積算基準は、新潟県農林水産部において、林業土木工事（治山・林道）に係る現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する場合における業務費の算定に適用する。
- (2) この基準で積算する際の直接人件費、労務費及び資材費価格は、すべて消費税等相当額を含まないものとする。

2 積算時の留意事項

新潟県林業測量・設計・調査積算基準第 1 編総則第 4 節によるものとする。

3 業務委託料の構成



4 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。

ア 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者の資格区分は、別に定める「林業土木工事現場技術業務委託仕様書」によるものとする。

イ 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

(ア) 事務用品費

(イ) 旅費交通費

(ウ) 電子計算機使用料及び機械器具損料等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

ア 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価及び間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次の

とおりとする。

ア 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。

イ 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等とする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税とする。

5 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= [\{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)\} + (\text{一般管理費等})] \\ &\quad \times (1 + \text{消費税等率})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の積算

ア 直接人件費

直接人件費は、現場技術業務に従事する技術者の人件費とし、対象工事の工事価格（消費税抜）に対する管理技術者の業務従事日数並びに現場技術員の外業及び内業に要する業務従事日数に設計業務委託等技術者単価（技術者の資格区分に応じた基準日額をいう。以下「設計業務委託等技術者単価」という。）を乗じて得た額とする。なお、業務従事日数は第1表のとおりとする。

技術者の区分	職 階	基 準 日 額	摘 要
管理技術者	技師（A）	別冊「新潟県土木工事等基礎単価表」による	業務打ち合わせとして計上
現場技術員	技師（C）		

イ 直接経費

直接経費は、4の(1)のイの各項目について、必要額を次により積算する。ただし、各項目の(ア)及び(ウ)については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

(ア) 事務用品費

事務用品費は、特別な場合を除き積算しないが、積算する場合は下記による。

$$\text{直接人件費} \times 0.5 / 100$$

(イ) 旅費交通費

現場技術業務に要する交通費の積算は以下による。

- ・業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1,500cc）とする。
- ・1日の運転時間は、2時間を標準とし、燃料及び運転時間当り損料は当該時間、供用日当り損料は1日分を計上する。
- ・燃料費、業務用自動車損料については、新潟県土木工事等基礎単価表による。
- ・運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。
- ・交通費計上日数は、現場技術員の外業延人数とする。

連絡車（ライトバン） 1日当たり運転費 SS191

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン		ℓ	5.2			2.6ℓ/h
ライトバン損料	1,500 cc	時間	2			
〃	〃	日	1			留置料
計						

(ウ) 電子計算機使用料及び機械器具損料

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ウ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

$\alpha / (1 - \alpha)$ で算出される値（単位：%）は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位止めとする。

エ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

$\beta / (1 - \beta)$ で算出される値（単位：%）は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位止めとする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税等率})$$

(3) 業務委託の期間

委託期間は、次の式により算定した期間の範囲内とする。

$$\text{委託期間} = \text{契約の日から業務委託対象工事の工期} + \text{整理期間等 (20 日程度)}$$

6 業務委託料の変更の取扱い（管理技術者・現場技術員の業務従事日数の変更）

(1) 直接人件費

ア 対象工事の内容（工事価格等）に大幅な変更がない場合（30%未満の増減）

(ア) 管理技術者

① 「7 業務従事日数」の工事価格区分が減に変更となる場合
区分に合わせて業務従事日数を変更する。

② 「7 業務従事日数」の工事価格区分が増に変更となる場合
業務従事日数を変更しない。

③ 「7 業務従事日数」の工事価格区分に変更がない場合
業務従事日数を変更しない。

(イ) 現場技術員

「7 業務従事日数」の工事価格区分に合わせて業務従事日数を変更する。

イ 対象工事の内容（工事価格等）に大幅な変更がある場合（30%以上の増減）

管理技術者及び現場技術員は、「7 業務従事日数」の工事価格区分に合わせて業務従事日数を変更する。

【変更例 林道単独工事の場合】

事例 1 工事価格区分が変更となる設計工事価格 30%未満の減

	工事価格 (万円)	管理技術者 (日)	現場技術者 (日)	工事価格区分 (万円)
当初	4,500	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満
	(－20.0%)	(変更)	(変更)	(変更)
変更	3,600	3.0	32.5	3,000 以上～4,000 未満

事例 2 工事価格区分が変更となる設計工事価格 30%未満の増

	工事価格 (万円)	管理技術者 (日)	現場技術者 (日)	工事価格区分 (万円)
当初	4,500	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満
	(＋20.0%)	↓	(変更)	(変更)
変更	5,400	4.0	37.5	5,000 以上～6,000 未満

事例 3 工事価格区分が変更とならない設計工事価格 30%未満の増

	工事価格 (万円)	管理技術者 (日)	現場技術者 (日)	工事価格区分 (万円)
当初	4,500	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満
	(＋8.9%)	↓	↓	↓
変更	4,900	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満

事例 4 設計工事価格が 30%以上の増

	工事価格 (万円)	管理技術者 (日)	現場技術者 (日)	工事価格区分 (万円)
当初	4,500	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満
	(＋35.6%)	(変更)	(変更)	(変更)
変更	6,100	6.0	40.5	6,000 以上～8,000 未満

事例 5 設計工事価格が 30%以上の減

	工事価格 (万円)	管理技術者 (日)	現場技術者 (日)	工事価格区分 (万円)
当初	4,500	4.0	35.5	4,000 以上～5,000 未満
	(－31.1%)	(変更)	(変更)	(変更)
変更	3,100	3.0	32.5	3,000 以上～4,000 未満

(2) 直接経費

- ア 業務用自動車損料、燃料費は、上記（１）で現場技術員の業務従事日数（外業）の増減により直接人件費を変更した場合に限り、当該増減に比例して変更するものとする。
- イ 上記ア以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。

(3) その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更する。

7 業務従事日数

(1) 第1表 単独工事の場合

治山及び林道工事の設計工事価格（税抜）に対する管理技術者及び現場技術員の業務従事日数は下表を標準とする。なお、工事区分は工事名や事業名にとられることなく、主たる工種内容によって適切に選定すること。

【治山工事】 SS551

①溪間工事、海岸工事

(1 工事当たり)

設計工事価格(税抜) 万円	管理技術者 (技師A) 内業	現場技術員 (技師C)			合計
		外業	内業	小計	
1,000 未満	2.0	10.0	2.5	12.5	14.5
1,000 以上～2,000 未満	2.0	13.0	5.0	18.0	20.0
2,000 以上～4,000 未満	2.0	15.0	7.0	22.0	24.0
4,000 以上	2.0	18.0	9.5	27.5	29.5

②山腹工事・地すべり防止工事・その他工事

(1 工事当たり)

設計工事価格(税抜) 万円	管理技術者 (技師A) 内業	現場技術員 (技師C)			合計
		外業	内業	小計	
1,500 未満	2.0	9.0	2.5	11.5	13.5
1,500 以上～4,000 未満	2.0	13.0	5.0	18.0	20.0
4,000 以上	2.0	16.0	8.0	24.0	26.0

【林道工事】 SS552

(1 工事当たり)

設計工事価格(税抜き) 万円	管理技術者 (技師A) 内業	現場技術員 (技師C)			合計
		外業	内業	小計	
1,000 未満	2.0	10.0	5.0	15.0	17.0
1,000 以上～1,500 未満	2.0	12.0	7.0	19.0	21.0
1,500 以上～2,000 未満	2.0	14.0	9.5	23.5	25.5
2,000 以上～2,500 未満	3.0	15.0	11.0	26.0	29.0
2,500 以上～3,000 未満	3.0	16.0	12.5	28.5	31.5
3,000 以上～4,000 未満	3.0	17.0	15.5	32.5	35.5
4,000 以上～5,000 未満	4.0	18.0	17.5	35.5	39.5
5,000 以上～6,000 未満	5.0	19.0	18.5	37.5	42.5
6,000 以上～8,000 未満	6.0	21.0	19.5	40.5	46.5
8,000 以上	6.0	500 万円毎に外内業それぞれ 1 日加算			

(2) 第2表 複数工事の場合

林道工事において、1路線で複数工事の現場技術業務を併せて委託する場合は、工事内容、規模、地理的条件（工事間又は施設の現場の位置関係）等を考慮すること。

【林道工事】

(1 工事当たり)

工事価格(税抜き) 万円	管理技術者 (技師A) 内業	現場技術員 (技師C)			合計
		外業	内業	小計	
1,000 未満	2.0	9.0	5.0	14.0	16.0
1,000 以上～1,500 未満	2.0	11.0	7.0	18.0	20.0
1,500 以上～2,000 未満	2.0	12.0	9.5	21.5	23.5
2,000 以上～2,500 未満	3.0	13.0	11.0	24.0	27.0
2,500 以上～3,000 未満	3.0	14.0	12.5	26.5	29.5
3,000 以上～4,000 未満	3.0	16.0	15.5	31.5	34.5
4,000 以上～5,000 未満	4.0	16.0	17.5	33.5	37.5
5,000 以上～6,000 未満	5.0	17.0	18.5	35.5	40.5
6,000 以上～8,000 未満	6.0	19.0	19.5	38.5	44.5
8,000 以上	6.0	500 万円毎に外内業それぞれ 1 日加算			

※業務従事日数については、対象工事ごとに計上する。